

各機関からの代表事例報告

機関名	資料名	ページ番号
川内川流域全体	・危険箇所の映像提供	P. 1
	・危険度レベル橋梁塗装	P. 2
	・防災・減災フォーラム開催	P. 3
	・子ども環境ネットワーク実施	P. 4
	・轟原公民会洪水避難地図作成支援	P. 5
	・ホットラインの強化	P. 6、7
	・災害危険区域条例化の支援	P. 8
	・大規模な災害時の応援に関する協定	P. 9
薩摩川内市	・民間避難所のテレビ設置への補助	P. 10
	・防災サポーター研修会の開催	P. 11
さつま町	・マイ洪水ハザードマップの作成支援	P. 12
	・災害危険区域の指定	P. 13
伊佐市	・災害時要援護者の登録	P. 14
湧水町	・要援護者台帳等整備事業	P. 15
えびの市	・自主行動マニュアルの作成	P. 16

危険箇所の映像提供（川内川河川事務所）

10. わかりやすく精度の高い情報提供

川内川流域では各観測所毎の危険箇所に水位の把握できる量水標を設置し、出水時には人員配置やカメラなどによる監視が可能となっています。この映像は各自治体でも視聴可能となっているため、はん濫危険箇所の切迫した状況を現地映像と量水標でわかりやすく認識することが可能となっています。



自治体への
情報伝達訓練



可搬カメラ・TV会議
現場情報収集訓練



危険度レベル橋梁塗装（川内川河川事務所）

10.わかりやすく精度の高い情報提供

橋梁の橋脚部及び水位観測所に危険度レベルを表示。出水時には水防団が水防警報発令時に現地の危険度レベルを監視し水防活動の目安として活用されています。また地元住民は橋梁の危険度レベルを確認して今後の雨や水位に関する問い合わせがあるなど、危険度レベルの認識が向上しています。



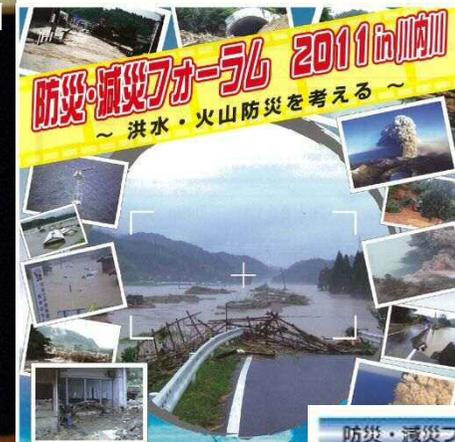
防災・減災フォーラム開催（川内川河川事務所）

6.水害危険性の認識向上

近年多発するゲリラ豪雨や台風災害、また活発な活動を続ける新燃岳の噴火活動による災害から身を守るために必要な知識を普及することで、「自助」「共助」「公助」の観点から地域防災力を向上させるために、防災・減災フォーラムを実施。講演を聴講し、**これからの地域防災活動の重要性を再認識させられたなど評価**を頂いています。（H23.12.3開催）



防災・減災フォーラム2011in川内川
～洪水・火山防災を考える～



開催日時
平成23年 12月3日(土)
13:00～18:00(12:30開場)

開催場所
薩摩農村環境改善センター
さつま町求名12753番地③

【主 催】川内川氷害に強い地域づくり推進
(鹿児島県・高知県・福岡県・佐賀県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・鹿児島県)



防災・減災フォーラムの客席状況

防災・減災フォーラム2011 in 川内川
～洪水・火山防災を考える～

3月10日(土)平成23年12月3日(土)鹿児島県川内川河川事務所にて、「川内川流域治水計画」の推進に向け、洪水・火山防災に関する講演・展示・体験活動を実施いたします。当日は、川内川河川事務所にて、洪水・火山防災に関する講演・展示・体験活動を実施いたします。当日は、川内川河川事務所にて、洪水・火山防災に関する講演・展示・体験活動を実施いたします。

防災・減災フォーラム2011 in 川内川 開催プログラム

13:00	開会 会
13:10	講演 第1部 「火山 新燃岳(新燃岳)の活動」 講師 大工 豊 鹿児島県防災推進課 課長
14:30	講演 第2部 「地域が育てるラジオの力」 講師 鏡 啓吾 特定非営利活動法人ラジオたんぱ 理事長
15:30	閉会 会

大工 豊 鹿児島県防災推進課 課長
鹿児島県防災推進課 課長として、防災に関する講演・展示・体験活動を実施いたします。当日は、川内川河川事務所にて、洪水・火山防災に関する講演・展示・体験活動を実施いたします。

鏡 啓吾 特定非営利活動法人ラジオたんぱ 理事長
特定非営利活動法人ラジオたんぱ 理事長として、防災に関する講演・展示・体験活動を実施いたします。当日は、川内川河川事務所にて、洪水・火山防災に関する講演・展示・体験活動を実施いたします。

協賛 鹿児島県 川内川河川事務所 水防企画係
〒890-0001 鹿児島県川内市川内川河川事務所 水防企画係
TEL: 0995-82-1111 FAX: 0995-82-1111

子ども環境ネットワーク実施（川内川河川事務所）

6.水害危険性の認識向上

平成15年から始まった「川内川子ども環境ネットワーク」で平成22年4月から新たな取り組みをスタートしました。

これまで活動していた川内川流域での水質調査と水生生物調査等を『環境教室』とし、新たに「**水害に関する知識を深めてもらい、緊急時の避難に対する心がけを持ってもらう**」事を目的とした『**防災教室**』を開校し、防災に関する認識の普及を図っています。**今年度は、合わせて1000名を超える方々が**子ども環境ネットワークに参加し、河川環境や防災対策の重要性について学びました。

【川の環境教育】

目的

- ・ 水質、ゴミ問題
- ・ モラル感
- ・ 「川内川」を知ろう

内容

- ・ 環境講義（屋内）
- ・ 水質・水生生物調査（屋外）



【川の防災教育】

目的

- ・ 防災意識の向上
- ・ 自助、共助精神の発育

内容

- ・ 防災講義（屋内）
- ・ 川の危険箇所の把握（屋外）



轟原公民会洪水避難地図作成支援（川内川河川事務所）

1.洪水ハザードマップの作成支援

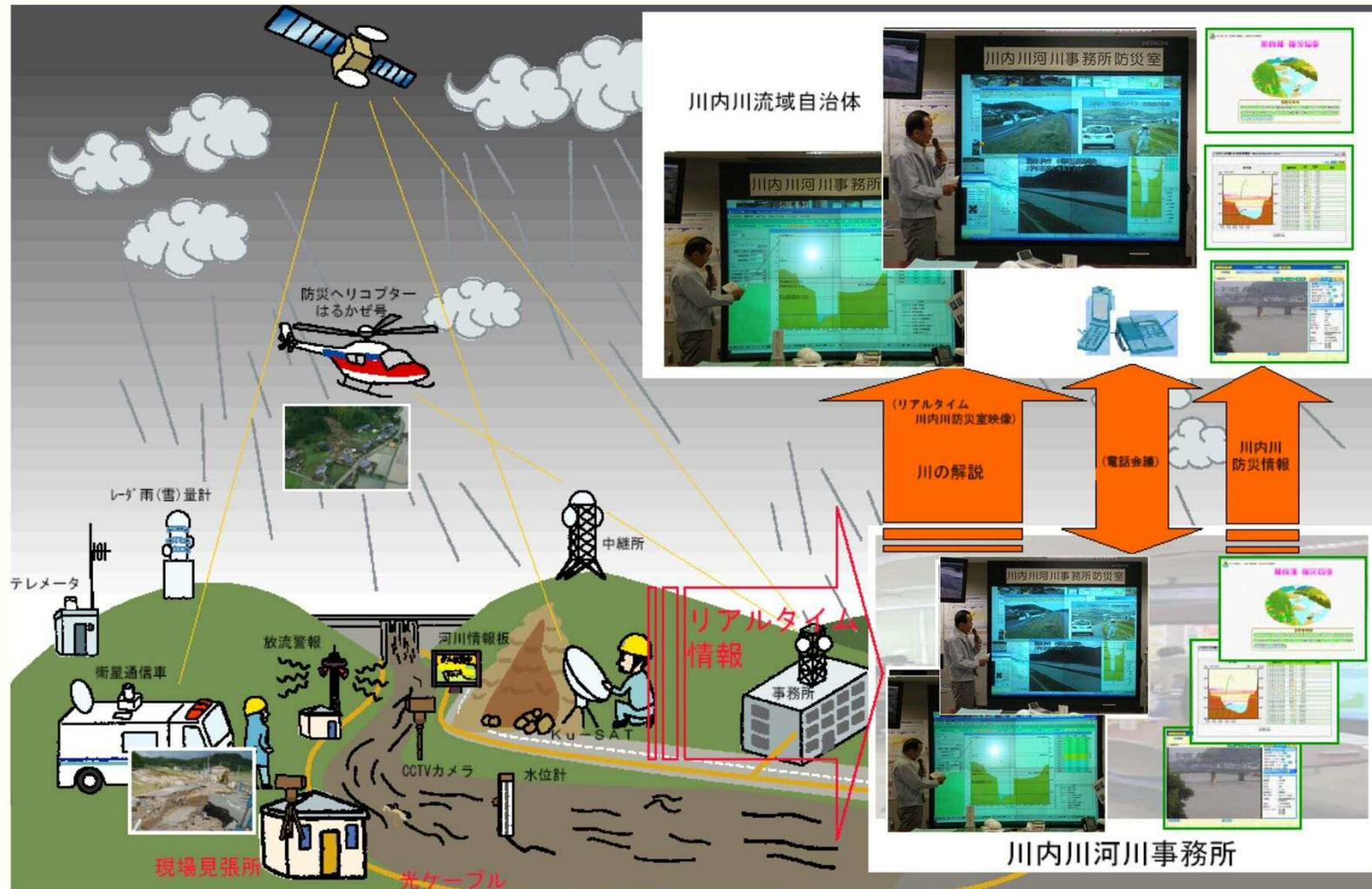
自主防災組織単位で作成する、地区の住民ひとりひとりの避難経路や避難時の要援護者の確認、災害時の緊急連絡先等を記載した「マイ洪水ハザードマップ」の作成支援を行いました。地図作成の目的・作成方法の住民説明、地図の素案作成、地図の素案を基にした現地調査、現地調査後の地図再確認、避難に必要な情報の記載等、**地域住民、町、国が一体となってマイ洪水ハザードマップを作成**。災害時要援護者の表記については**援護者と要援護者の家屋に色分けをして表現**するなど、個人情報に配慮した表現としています。地域住民一体となって地図作成や現地調査を行ったことで平常時のコミュニケーションが図られ、**より一層「自助」「共助」による地域防災力が向上**しました。



ホットラインの強化（川内川河川事務所）

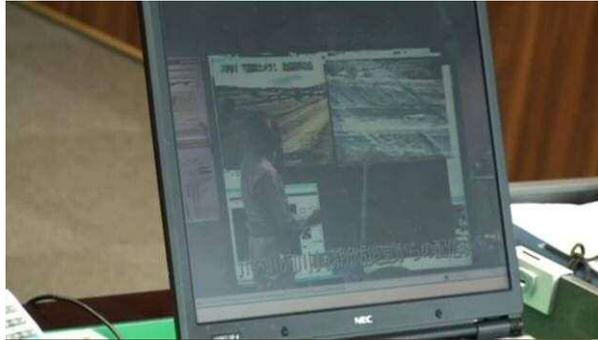
14. 収集情報の発令判断への活用

川内川流域自治体と川内川河川事務所に接続される光ケーブル網を利用し、遠隔防災会議システムを構築しました。流域5市町でホットラインの訓練を行い、各自治体から「危険な状況をリアルタイムで映像にて確認できるため非常に効果的で役立つ」との評価を得ています。



ホットラインの強化（川内川河川事務所）

14. 収集情報の発令判断への活用

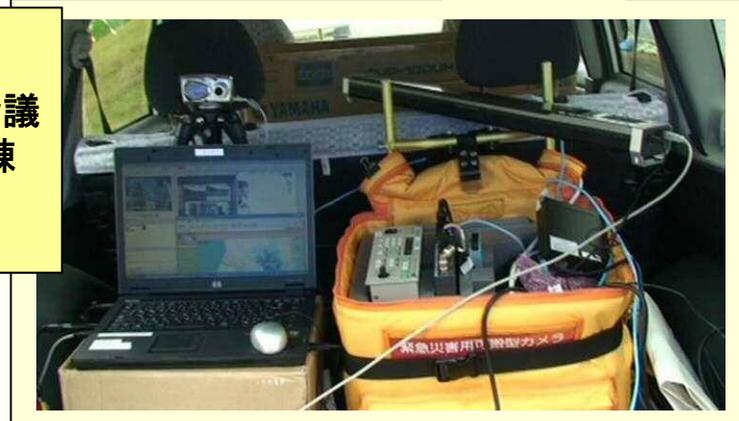


薩摩川内市副市長

自治体への
情報伝達訓練



可搬カメラ・TV会議
現場情報収集訓練

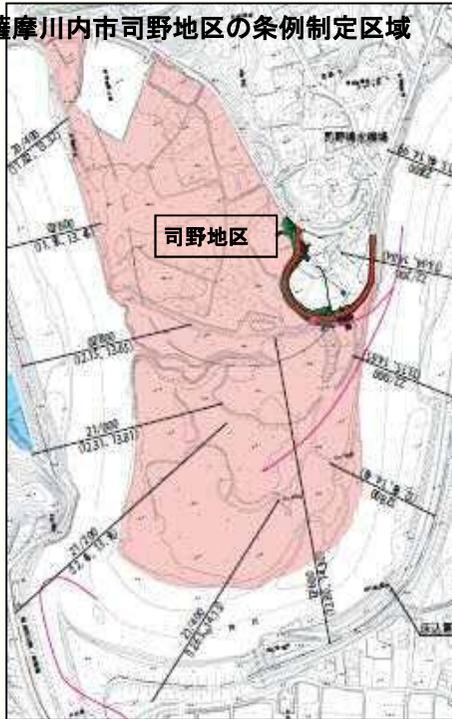


災害危険区域条例化の支援（川内川河川事務所）

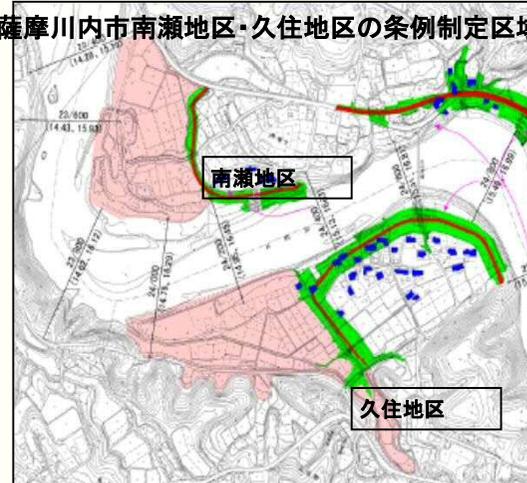
7. 浸水地区土地利用規制等

輪中堤区間の薩摩川内市司野地区、南瀬地区、久住地区およびさつま町大願寺地区において建築基準法に基づいた建築の制限を行う「災害危険区域」の条例を制定。水害により浸水の恐れがある区域内において浸水による被害が軽減されます。

薩摩川内市司野地区の条例制定区域



薩摩川内市南瀬地区・久住地区の条例制定区域



さつま町大願寺地区の条例制定区域



● 条例公布状況

司野下地区：平成23年 7月 8日

南瀬下地区：平成23年 7月 8日

大願寺地区：平成23年 6月28日



災害危険区域
大願寺地区を指定
さつま町
さつま町は、河川
事業で堤防などの工
行後も、なお河川
を許容する一部区
として、建築基準法
き、災害危険区域を
人が住むための建
制限を行うため「さ
町災害危険区域に
条例」を制定（23年
28日公布）した。
今回の条例制定によ
柏原の大願寺地区を
危険区域に指定した。

23. 7. 22 鹿兒島建設新聞

大規模な災害時の応援に関する協定（川内川河川事務所）

17.関係機関との協力体制の確立

国土交通省所管施設に大規模な災害が発生し、また、発生するおそれがある場合に、被害の拡大や二次災害の防止を目的とする取り組みとして、九州地方整備局長と川内川流域自治体との間で大規模災害時の応援に関する内容を定めた協定を締結しました。**災害時の応援のほか、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図っていきます。**

●大規模な災害時の応援に関する協定書(さつま町)

さつま町における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）とさつま町長（以下「町長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に關して、国土交通省所管施設（運轉施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- (1) 所管施設の被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- (4) 災害応急措置
- (5) その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 さつま町内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局とさつま町は相互に連絡するものとする。なお、町長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員をさつま町に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、町長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、町長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 町長は、さつま町内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局川内川河川事務所長又は鹿児島県運轉事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙-1の文書にて応援要請を提出するものとする。
2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、町長（町長からの指示を受けたさつま町の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙-2の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第5条 さつま町内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が建やかにできない場合において、特に緊急を要する場合、かつ、応援要請に時間を要するときは、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙-3の文書により応援内容を町長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等のため、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

（経費の負担）

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

- (1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合
九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。
- (2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合
原則としてさつま町の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当するときは、原則として九州地方整備局の負担とする。
① 大規模な災害と認められる場合
② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合
③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）
④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係機関で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

（平常時の連絡）

第7条 九州地方整備局企画部防災課とさつま町安全対策課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と町長とが協議して定めるものとする。
2 この協定に関する業務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、さつま町においては安全対策課長とする。

（運用）

第9条 この協定書は、平成23年8月17日から適用する。

平成23年8月17日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局長

中 編 章

鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城地1565番地2
さつま町長

日 高 政 博

●協定締結日

薩摩川内市：平成23年8月18日
さつま町：平成23年8月17日
伊佐市：平成23年8月17日
湧水町：平成23年8月18日
えびの市：平成23年8月18日



指定避難所の地デジテレビ設置（薩摩川内市）

3. 災害時要援護者の避難対策について（指定避難所における防災情報取得）

薩摩川内市では、避難時における気象・台風等の防災情報の取得を図るため、各指定避難所に地上デジタル放送対応テレビの設置を進めています。

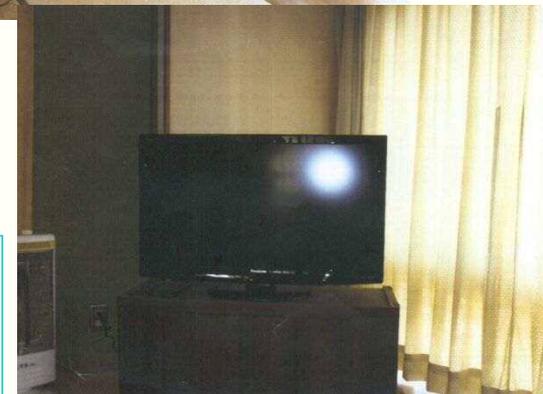
平成22年度は市有施設に設置し、23年度は、自治公民館等の市有施設以外の施設に、地上デジタル放送対応テレビの購入補助制度を創設し、管理者にテレビの購入を依頼しました。これにより全ての避難所において気象・台風等の情報収集ができるようになりました。



設置前



設置後



指定避難所 198箇所

地デジテレビ設置対象指定避難所 33箇所（市有施設以外）

川内地域：23箇所 入来地域：2箇所 東郷地域：2箇所 祁答院地域：6箇所

購入できなかった指定避難所についてはポータブルテレビの購入を予定。

防災サポーター研修会（薩摩川内市）

4. 水害時住民行動マニュアルの作成（地域住民自らの手による水害時住民行動マニュアルの作成）

防災に関する知識や技能を備えた人材を育成し、地域において防災業務に携わっていただくため、防災サポーター研修を実施しました。気象に関する講義や東日本大震災視察講話の研修を行いました。

- 1 身 分：市の嘱託員。
- 2 任 期：1年。再任を妨げない。
- 3 選定方法・要件：
地区コミュニティ協議会から推薦を受けた者であること。
- 4 人 員：67名
- 5 業務内容
 - (1) 災害対策本部体制の第2配備から従事することとし、災害時における地区災害対策詰所長の指示した業務。
 - (2) 災害対策詰所長会議への出席。
 - (3) 地域防災連絡調整会議の出席（毎年5月末～6月上旬に開催）。
 - (4) 防災サポーター研修会への出席。
 - (5) がけ地近接危険住宅調査支援業務。
 - (6) 防災行政無線モニター業務。
 - (7) 防災・災害情報の提供業務。



東日本大震災について講話



気象講座



防災サポーター研修会の開催

開催日時：平成23年11月11日（金）

対象者：各地区サポーター

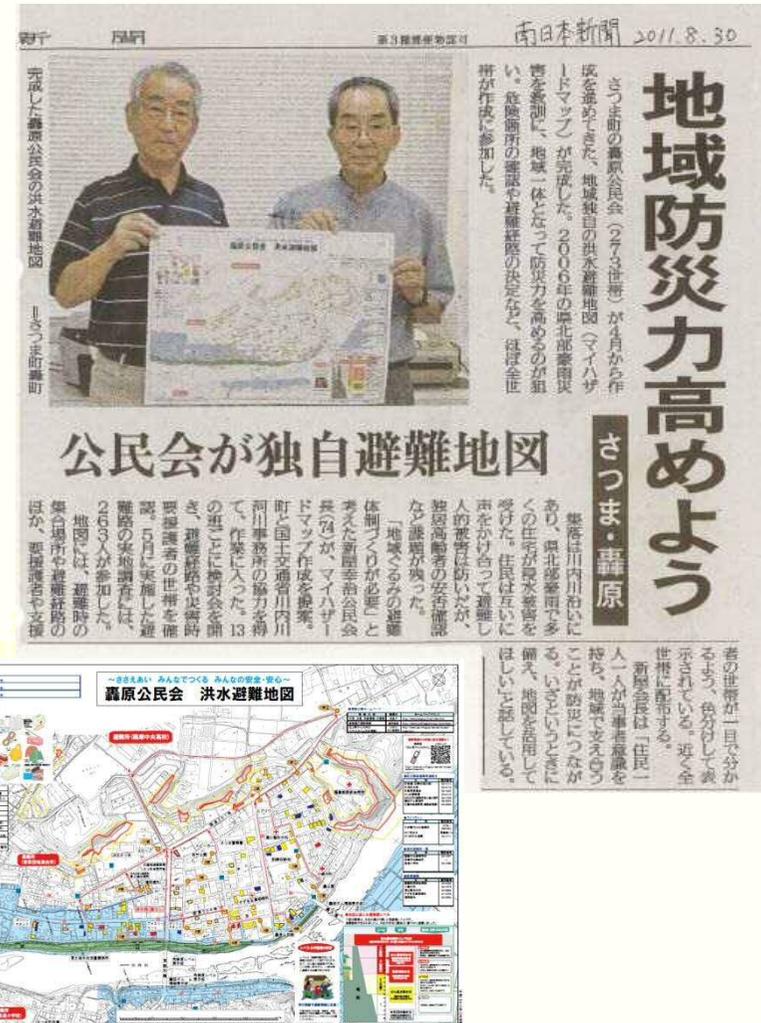
参加者数：55名

内 容：気象に関する講義・東日本大震災視察講話

マイ洪水ハザードマップの作製支援（さつま町）

4. 水害時住民行動マニュアルの作成(自分が住む地区・自宅を中心に表示した洪水ハザードマップの作成)

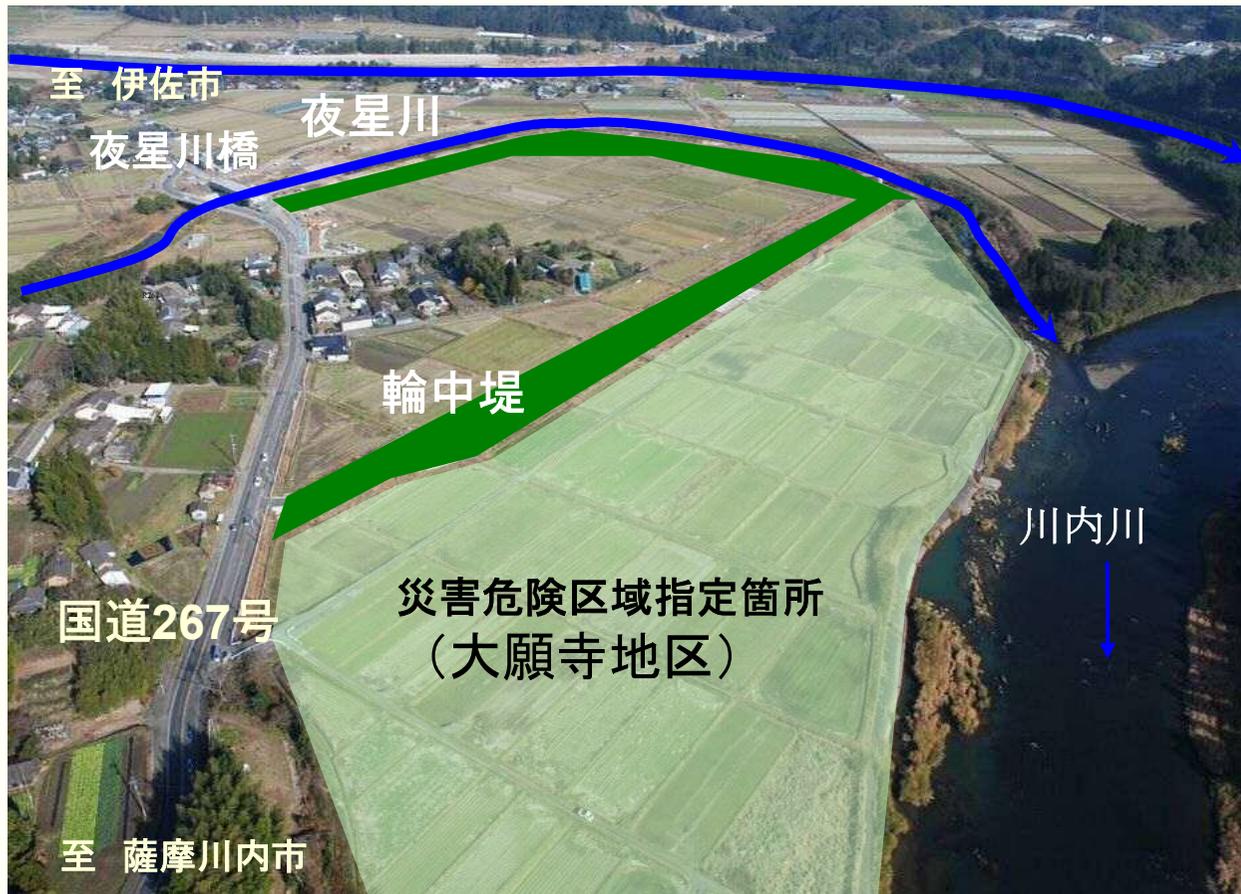
- ・ さつま町では、轟原公民会を代表地区として選定し、地区の委員の方への趣旨・効果等の説明を実施。
- ・ 全体スケジュールを作成し、班毎による避難経路・危険箇所・災害時要援護者の把握等の検討を行った。
- ・ 町内一斉防災訓練の日に併せて、全世帯が参加し、避難経路の現場検証を行った。
- ・ 現場検証による避難行動時の問題点等を出し合って、洪水避難地図を作製し、全世帯に配付した。



災害危険区域を指定（さつま町）

- 7. 浸水地区の土地利用規制等について
- 8. 浸水に強い建築構造導入について
- 9. 河川沿川における従前の遊水機能の確保に関する対策について

さつま町では、激特事業により整備された輪中堤の外側など浸水を受けやすい一部区域があります。この区域に新たな住家が浸水被害を受けないように「さつま町災害危険区域に関する条例」を制定し、一定の規制をかけることとしました。条例の制定に伴い、大願寺地区の輪中堤と川内川に挟まれる区域（面積60,639㎡）を災害危険区域として指定しました。



○さつま町災害危険区域に関する条例施行規則

平成23年6月28日
規則第16号

(趣旨)

○さつま町災害危険区域に関する条例

平成23年6月28日
条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号、以下「法」という。)第39条の規定に基づき、災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限に關して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第308号、以下「令」という。)の定めるところによる。

(災害危険区域の指定等)

第3条 町長は、河川の出水による危険の著しい区域を災害危険区域として指定するものとする。

2 町長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ関係者の意見を聴くものとする。

3 町長は、第1項の規定による指定をするときは、当該区域を公示し、当該区域を記載した圖書を一般の縦覧に供しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によつて、その効力を生ずる。

5 第2項から第4項までの規定は、第1項の規定による指定の変更及び解除について準用する。

(建築の制限)

第4条 災害危険区域内においては、住宅、併用住宅、共同住宅、寄附金、下宿その他の居住室(居住のために使用する居室をいう。以下同じ。)を有する建築物、ホテル、旅館、劇場(劇場を有する娯楽所を含む。以下同じ。)、及び児童福祉施設等(令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。)を建築してはならない。ただし、災害防止上有効な措置を講ずる建築物その他町長が適当と認める建築物として、規則で定めるところにより、あらかじめ町長の認定を受けたものについては、この限りでない。

(委任)

第5条 この条例の施行に關し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

災害時要援護者の登録（伊佐市）

3. 災害時要援護者避難対策について

伊佐市では、災害時要援護者個別支援制度について、支援を希望する市民の方々に災害時要援護者登録申請を行っていただき、現在、個別支援計画書の作成準備を進めております。今後、3月に自治会経由で申請者ごとに避難支援者を選定していただき、台帳を整備し、自治会へは一覧表の形で、申請者の方には個別支援計画書を配布予定です。また、市消防防災係、消防署及び消防団へも共通情報として計画書を提供し、災害時のより確実な避難支援へ向けた活用を図ってまいります。

災害等の緊急時における避難などについて

災害時要援護者避難支援制度のご案内

伊佐市では、災害が発生したときや災害発生のおそれがあるとき、支援が必要な高齢者や障がい者等に対して、災害に関する情報の伝達や避難の手助け、地域の皆さまの協力（共助）の中で、安全かつ速やかに行なわれる支援体制を整備するために「災害時要援護者避難支援制度」を実施します。

1. 制度の概要

支援を希望する人（高齢者・障がい者等）が伊佐市役所に申請書を提出し、伊佐市役所が要援護者情報と支援者情報を収集し、自治会・児童委員・福祉協力委員に伝達し、地域支援者（近所の人等）に依頼して災害時の情報伝達や災害時の避難支援を行います。

2. 対象となる人

次の①から⑥に該当する人のうち、伊佐時に家族等の援護が求めず自力で避難することが困難で、自身の個人情報を自治会や自主防災組織などへ提供することに同意をした人が対象となります。

- ①介護施設において要介護認定を受けている要介護3から要介護5までの人
- ②身体障害者手帳の交付を受けている障がいの程度が1級または2級の人
- ③療育手帳の交付を受けている障がいの程度がA判定の人
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がいの程度が1級の人
- ⑤ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯
- ⑥前各号に準じる状態にあり災害時に地域支援が必要と認められる人

3. 申請の方法

災害時の支援を希望する人は、「災害時要援護者登録申請書」を提出していただき、災害時要援護者として登録します。申請は、原則として、本人からの申請とします。ただし、本人が申請できない場合は、配偶者や扶養義務者などが代わって行なう代理申請も受け付けます。※申請書は申請書提出先で置いてあるほか、伊佐市のホームページ（<http://www.city.iza.kagoshima.jp/>）からダウンロードすることができます。

4. 地域への情報提供

災害時要援護者として登録された情報は、地域で支援活動にあたる人（自治会、自主防災組織、民生児童委員、福祉協力員、地域支援者など）へ提供されます。地域では、提供された情報をもとに地域の支援者をお互い協力していただき、災害時や災害発生のおそれがあるときに備えるため、要援護者の状態に応じた「災害時要援護者個別支援計画書」を作成します。

5. ご理解をお願いします

この制度は、あくまで地域住民が共に助け合う「共助」のもとに、災害時の被害を最小限にとどめるために行なうものです。そのため、申請したからといって、災害時に必ず支援を受けられるとは限りません。また、地域の支援者が要援護者の避難支援に対して責任を負うものでもありません。支援を希望する人も、自分の身は自分で守る「自助」意識を持って災害等に備え、また、日頃から地域の人との交流を深めながら、災害時の支援活動がスムーズに行なえるようにしましょう。

伊佐市役所
申請書提出先
●市福祉推進課社会支援係（大町庁舎） 電話 1331103126
●市地域民生課保健福祉係（豊利庁舎） 電話 1311092172
●各区域コミュニティ協議会事務局

ホームページでの広報

災害時要援護者登録申請書

平成 年 月 日

伊佐市長 陳元 新 様

私は、災害時要援護者避難支援制度の趣旨に賛同し、同制度への登録を希望します。また、私が届け出た個人情報及び緊急医療情報キットにある緊急情報シートの内容を、災害など緊急時の対応のために市役所や自治会、自主防災組織、民生・児童委員、福祉協力員、消防署、消防団、地域の支援者など、支援を行う団体や個人へ提供することに同意します。

(代理人による申請のとき)

本人氏名 _____ 代理人住所 _____
代理人氏名 _____ (続柄) _____

本人情報

氏名	性別	血液型	電話番号
住所			FAX
自治会名	生年月日	携帯番号	

本人の状況
(あてはまるものに○を付けてください)

- 介護施設の介護認定を受けている要介護状態区分が要介護3から要介護5までの人
- 身体障害者手帳の交付を受けている障害の程度が1級又は2級の人
- 療育手帳の交付を受けている障害の程度がA判定の人
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害の程度が1級の人
- 65歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯
- 災害時に地域支援を必要とする人 ()

(例：足が不自由なので、車椅子等が必要です。)

避難の際に考慮してほしい点等

医療及び緊急連絡先等情報

緊急医療情報キットの有無 (○を付けてください)	1. 有る 2. 申請中 3. 無い
-----------------------------	--------------------------

※災害時要援護者として登録される人は、必ず緊急医療情報キットを備えていただきます。緊急医療情報キットをお持ちでない人には、後日、申請書をお送りいたしますので、交付のお手紙をお待ちください。

申請書はホームページからもダウンロード可能

要援護者台帳等整備事業（湧水町）

3. 災害時要援護者避難対策について

湧水町では、町内各地区において、自主防災組織が設置されているものの、依然として行政主導の防災組織であるため、それぞれ地区防災組織が行政等と協働して活動できるように育成することで、より早く、安全な避難支援体制が整備される。そのために次のような取組みを行っている。

1. 情報収集及び管理について

要援護者の医療情報については、かかりつけの医療機関から、福祉・介護に関する情報は行政・包括支援センター・各事業所のケアマネージャー及び介護サービス事業所等から提供を受け基本情報としてデータを入力しシステム管理する。登録した情報は、必要により関係機関、団体等へ提供していく。尚、常に新しい情報を管理する必要があるため、定期的に関係機関等と連絡会等を開催し情報の交換を行っていく。

2. 避難支援マップの整備

災害時には、安心・安全な避難経路が必要である。そのため災害の種類に応じて、要援護者の自宅から避難場所までの経路を決めておき、避難支援者等(地区防災組織及び消防団員等)に周知徹底しておく必要がある。そのため、常に新しい情報を提供していく。

3. 要援護者登録

要援護者登録については、自己申告となっているが、それぞれの地域において民生委員等を中心に取りまとめを行い、町へ登録申請を行う。登録者の情報収集が完了した場合は、すみやかに各地区の自主防災組織へ情報を提供する。

4. 安全な避難支援対策

より安全な避難支援を行うためには、かねてから要援護者の状態を把握しておく必要がある。そのため要援護者等に対し、町が取り組んでいる「向こう三軒両隣」推進運動(民生委員及び福祉アドバイザーを中心とした見守り、声かけ運動)を充実させるため全町民へ協力を依頼する。

自主行動マニュアルの作成（えびの市）

3. 水害時住民行動マニュアルの作成

えびの市では、自主防災組織の育成・強化を図るため、自主防災組織の目的・役割についての勉強会や図上訓練(DIG)、水害等の災害を想定した避難訓練を実施し、各種災害時に対応するための自主行動マニュアルの作成等に取り組んでいる。



自主防災組織による
図上訓練(DIG)の実施



水害等の災害を想定した
避難訓練の様子